

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地震の想定)

中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、フィリピン海プレート内に一律に震源を想定した場合に、市内で震度7となる震度分布図が示された。しかし、その範囲がごく一部に限られること、特定の地震を想定したものでないこと、さらには、これまでの防災・減災対策の方向性に影響するものではないことから、本計画では元禄地震を計画の前提とする。

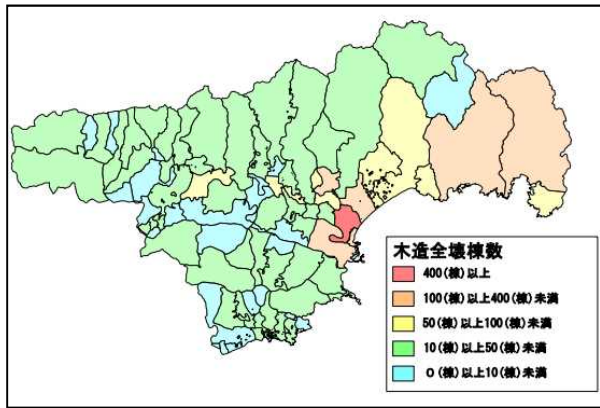
想定地震： 元禄地震(1703) マグニチュード：8.2
 発生時期： ① 冬季 午前5時 多くの市民が自宅にいる季節時刻
 ② 夏季 正 午 観光客が多くいる季節時刻

■被害予測結果

①建物被害予測

| | 建物棟数 | 地震による被害（住家） ※揺れ+液状化 | | |
|------|--------|------------------------|------|-----|
| | | 木造 | *RC造 | 鉄骨造 |
| 総数 | 18,081 | 17,078 | 232 | 771 |
| 全壊棟数 | 3,159 | 3,093 | 14 | 54 |
| 半壊棟数 | 4,204 | 4,058 | 27 | 119 |

*RC造：鉄筋コンクリート造 単位：棟

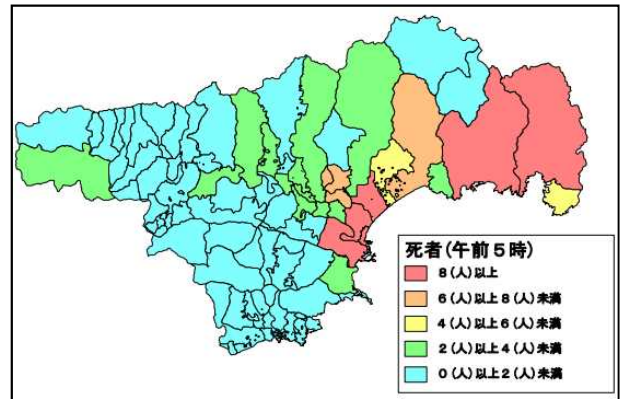


建物被害予測（木造全壊棟数）

②人的被害予測

| 人的被害 | 死者 | 重傷者 | 軽傷者 |
|--------|-----|-----|-----|
| 冬季午前5時 | 149 | 45 | 183 |
| 夏季正午 | 243 | 74 | 298 |

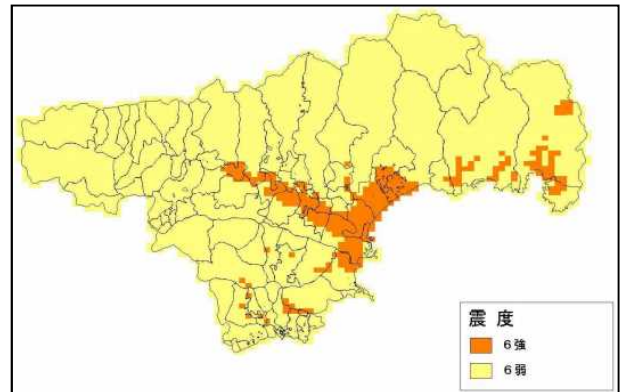
単位：人



地震による人的被害予測（死者：冬季午前5時）

◆地震動

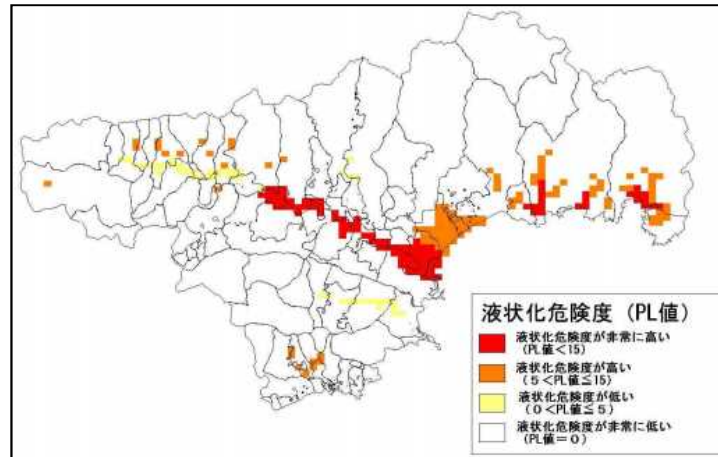
加茂川沿いの低地や海岸付近の低地で震度6強、それ以外の地域で震度6弱が予想され本市全域で震度6弱以上となるものと予想される。



震度予測

◆液状化

加茂川沿いの低地、海岸部及び河口部での液状化の危険性がやや高くなると予想される。

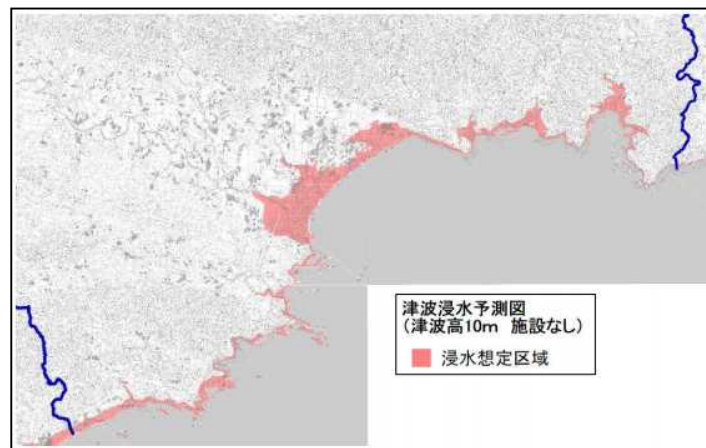


液状化危険度予測

(津波の想定)

本市における過去の津波実績では、元禄地震の8mの津波が最大であるが、本計画においては、県による津波浸水予測図（平成23年度）の津波高10mを想定津波とする。

津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約3,000棟であり、概ね7,000人を被災人口と想定する。



(風水害の想定)

当市では、令和元年の房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨において、下記の被害が発生している。

| 災害原因 | 発生年月日 | 被害の概要 | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|---------|-----|---------|-------|----|-------|------|------|----------|-------|
| | | 人的被害(人) | | 住家被害(戸) | | | | | | ライフライン被害 | |
| | | 死者 | 負傷者 | 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 停電(軒) | 断水(戸) |
| 房総半島台風 | 令和元年 9月9日 | 0 | 0 | 2 | 2 | 42 | 1,730 | - | - | 18,100 | 5,755 |
| 東日本台風 | 令和元年 10月12日 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 309 | - | - | 10,000 | 235 |
| 10月25日の大雨 | 令和元年 10月25日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 17 | 5 | 28 | 30 | 4,699 |

※東日本台風および10月25日の大雨による住家被害のうち、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」については、従前の災害から被害が継続している戸数の合計を掲載

千葉県が想定、作成した浸水想定区域図（加茂川）によると、加茂川の周辺において、最大 5m の浸水被害が想定されており、同区域には商工業者が集積している地域であるため、洪水発生時は商業活動への影響が大きい。

（土砂災害の想定）

当市の防災計画によると、市内は山地に囲まれているため、土砂災害の危険が高い地域が多い。このうち、市北部の上総丘陵は、斜面が崩れ落ちるタイプの「がけ崩れ」が起りやすい地層からできている。一方、南部から西部の嶺岡山地周辺は、「地すべり」が起りやすい地層が分布しており、過去にも地すべりが多く発生している。

危険個所の多くは商工業者が集積しているエリアから外れ、人口もまばらな地点となっているが、土砂災害時には点在する商工業者への影響が予想される。

（大規模事故の想定）

大規模事故については、次の事象を対象とする。

| | | |
|-------------|---------|------------|
| ・大規模火災 | ・林野火災 | ・危険物等災害 |
| ・海上災害（海難事故） | ・油等流出災害 | ・航空機災害 |
| ・鉄道災害 | ・道路災害 | ・放射性物質事故災害 |

（2）商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

- ・商工業者数 1, 450人（平成28年度経済センサス）
- ・小規模事業者数 1, 269人（平成28年度経済センサス）

【内 訳】

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の所在状況等） |
|---------------------|--------|---------|----------------------------|
| 建設業 | 186 | 181 | 市内に広く分散している |
| 製造業 | 114 | 105 | 市内に広く分散している |
| 小売業 | 397 | 321 | 県道、国道等の幹線道路沿いに多くが集積している |
| 飲食業 | 290 | 238 | 海岸沿いをはじめ、市内に広く分散している |
| 宿泊業 | 94 | 79 | 海岸沿いをはじめ、市内に広く分散している |
| その他 （サービス・卸売業など） | 369 | 345 | 国道等の幹線道路沿いをはじめ、市内に広く分散している |
| 合計 | 1, 450 | 1, 269 | |

（3）これまでの取組

1）当市の取組

① 鴨川市地域防災計画の策定状況

当市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び鴨川市防災会議条例第2条の規定に基づき、さまざまな災害に備えて鴨川市や防災関係機関等が全機能を発揮して、住民の生命、身体、財産を守ることを目的に、「鴨川市地域防災計画」を防災対策の総括的な計画として策定している。

計画は総則編、地震・津波災害編、風水害等編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では令和3年2月に内容を改定している。

② 防災訓練の実施

津波から市民の生命を守るため、海岸沿線の住民等を対象とした津波避難訓練を定期的実施するなど、本市では自治会（地域の防災会）、津波避難ビル、事業所、こども園、学校、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施している。

年間を通じて、総合防災訓練、津波避難訓練、土砂災害避難訓練、地域での防災訓練、学校等での避難訓練を実施しているほか、市内の団体等を対象に出前防災教室を開催している。

③ 防災備蓄倉庫の維持管理

市内8箇所の防災備蓄倉庫に資機材のほか非常用食糧等を確保し適切な維持管理を行っている。また、災害時の避難所となる小・中学校等にも備蓄物資を備えて体制の整備に努めている。

④ 防災備品の備蓄

防災アセスメント調査の結果から備蓄目標を設定し備蓄に努めている。備蓄品は生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材などとし、計画的な備蓄に努め、選定に際しても地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮している。

2) 当会の取組

- ① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- (1) 本市の防災計画では、その他公共団体に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は、災害時における物価安定についての協力に関する事、救助物資、復旧資材の確保・あっせんに関する事、被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事、といった漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、本市と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- (2) 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- (3) B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- (4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- (1) 発災時における連絡を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (2) 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- (3) B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- (4) 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、B C P（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 事業継続の取組に関する専門家を招へいし、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度に危機管理マニュアルを作成

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ② 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が速やかに低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したB C P計画の遂行）を支援する。
- ② 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）を必要に応じて設置し小規模事業者のB C P（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(6) 防災備品の購入等

- ・毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害・感染症対策等として、飲料水やマスク等の購入、緊急事態用のパソコンのリースを行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

| 地区名 | 役職名 | 人数 | 応急対策の内容 |
|--------|-----|----|--------------|
| 鴨川地区 | 理事 | 6人 | 大まかな被害状況の把握等 |
| 江見地区 | 理事 | 2人 | 〃 |
| 長狭地区 | 理事 | 2人 | 〃 |
| 天津小湊地区 | 理事 | 3人 | 〃 |

③ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(鴨川市と鴨川市商工会で共有する被害規模等の目安)

| 被害規模 | 被害状況 |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

④ 当市と当会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

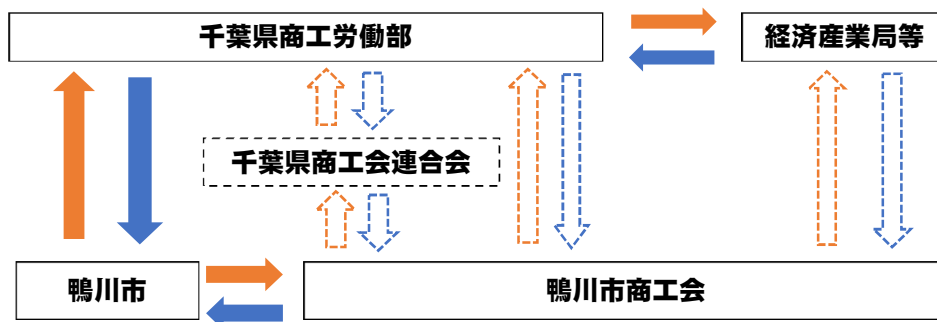
| | |
|---------|----------------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する |
| 2週間～3週間 | 1日に2回共有する |
| 3週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 2ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- (1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- (2) 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- (3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- (4) 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 相談窓口の開設方法について、鴨川市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫、千葉県制度融資、鴨川市制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

< 6. 感染症対策 >

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

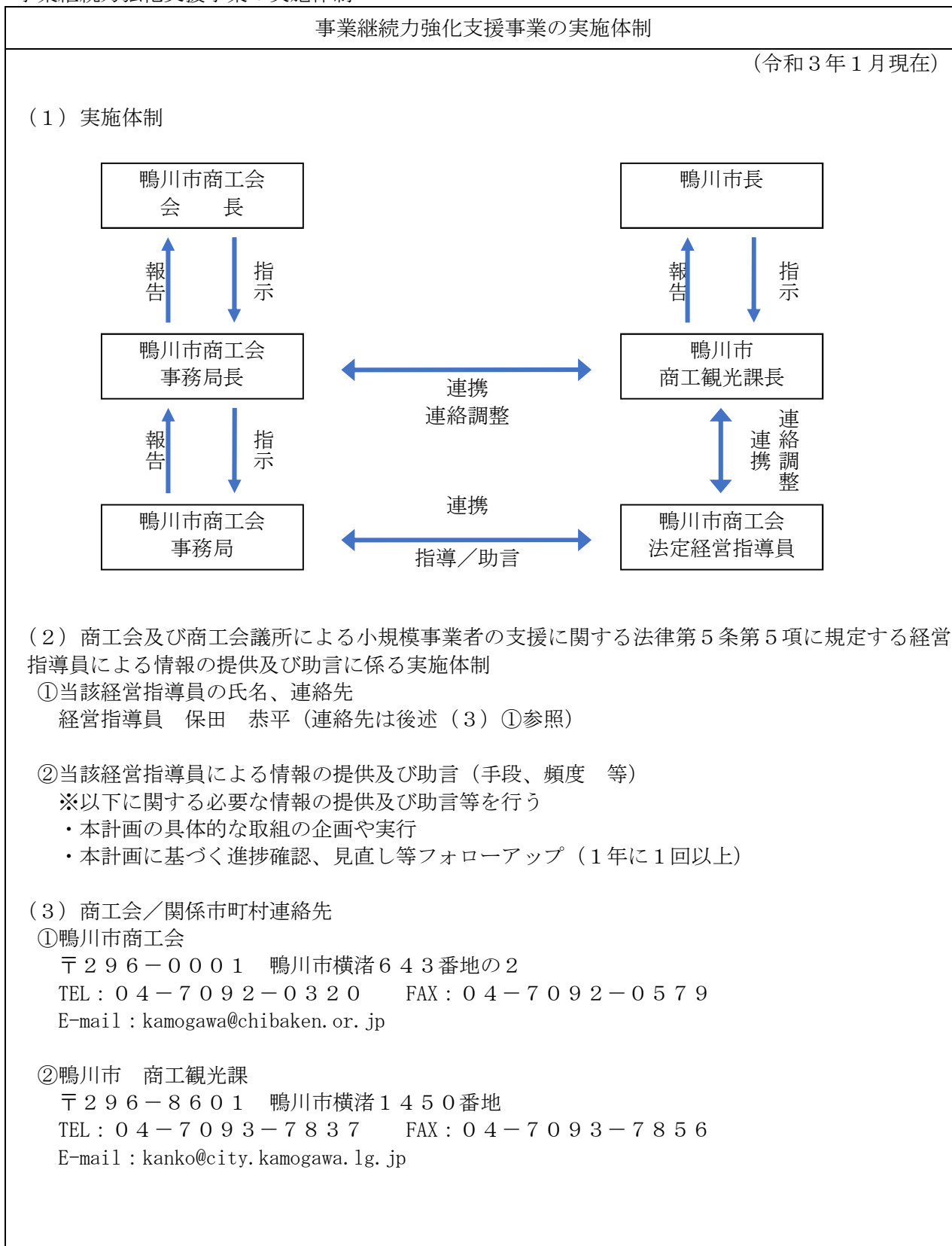
- ① 当会職員を 2 班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

< 7. その他 >

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 施策普及費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 防災備品関係費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------------|
| 会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。